



静岡県立こころの医療センター 一般競争入札について[公告]

次のとおり一般競争入札を行うので、地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程（平成 21 年 4 月 1 日規程第 37 号）第 5 条の規定に基づき公告します。

静岡県立こころの医療センター
院長 村上直人

記

1 入札執行者

静岡県立こころの医療センター 院長 村上直人

2 担当部署

〒420-0949 静岡市葵区与一 4 丁目 1 番 1 号

静岡県立こころの医療センター総務経営課総務係 電話番号：054-271-1135

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

こ医総第 1 号

(2) 件名

平成 26 年度 静岡県立こころの医療センター 水質検査業務（平成 26～28 年度）

(3) 業務場所

静岡県立こころの医療センター

静岡市葵区与一 4 丁目 1 番 1 号 静岡県立こころの医療センター

(4) 契約期間

平成 26 年 4 月 15 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(5) 業務概要

仕様書のとおり

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の庁舎等管理業務競争入札参加資格（飲料水水質検査）を有していること。
- (3) 水道法第 20 条第 3 項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関であること。
- (4) 入札時に静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成 18 年度集用第 103 号）に基づく入札参加停止期間中ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告日から平成26年4月8日（火）まで

(2) 配布場所・配布方法

機構ホームページ上に掲載

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する場合は、次により期限までに下記の書類を直接持参すること。

(1) 提出期間

平成26年4月7日（月）から平成26年4月8日（火）までの午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

(2) 提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書
- ② 静岡県入札参加資格審査結果通知書の写し
- ③ 水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関であることを証する資料

(3) 提出先

上記2に持参すること

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成26年4月14日（月）午前10時00分

(2) 入札執行場所

静岡市葵区与一4丁目1番1号
静岡県立こころの医療センター 大会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札及び入札説明書において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格となる総価をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

入札執行回数は2回を限度とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、上記2とする。

(3) 詳細は入札説明書による。